

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	教育総務課	1頁
人事異動 ○ 三重県教育改革推進会議委員の任命について	教育政策課	1頁

規 則

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和六年四月一日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会会議規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(採否) 第十六条 教育長は会議において請願の採否を付議しなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。	(採否) 第十六条 教育長は会議において請願の採否を付議しなければならない。
2 (略)	2 (略)
第十七条 (略)	第十七条 (略)
(請願陳情の取扱い)	
第十八条 この章に定めるもののほか、請願陳情の取扱いについては、別に定める。	
第五章 (略)	第五章 (略)
第十九条 (略)	第十八条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 異 動

三重県教育改革推進会議条例（平成19年三重県条例第42号）第4条の規定により、次のとおり三重県教育改革推進会議委員を任命しました。

令和6年4月1日

三重県教育委員会

任命（任命年月日 令和6年4月1日）

石 川 正 浩
井 上 珠 美
江 森 真 矢 子

貝ノ瀬	滋
川北	睦子
黒田	喜昭
小林	慶太郎
寺本	真由美
中田	雅喜
本多	雅子
松浦	直己
耳塚	寛明
山田	忍